○佐世保市公衆浴場法取扱規則

平成12年３月31日規則第17号

**改正**

平成14年３月28日規則第25号

平成15年10月１日規則第27号

平成17年３月８日規則第40号

平成18年３月20日規則第44号

平成19年３月29日規則第39号

平成22年３月30日規則第37号

平成25年３月29日規則第29号

佐世保市公衆浴場法取扱規則

佐世保市公衆浴場法取扱規則（昭和61年規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第１条**　この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「法施行規則」という。）及び[佐世保市公衆浴場法施行条例](javascript:OpenResDataWinlnkJyo('424901010078000000MH','424901010078000000MH',%20'1'))（平成24年条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（水質基準等）

**第２条**　[条例第４条](javascript:OpenResDataWinlnkJyo('424901010078000000MH','424901010078000000MH',%20'24'))第３号イ及び第５条第１項第15号イ（浴槽水に係るものを除く。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、同表１の項から４の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  | 区分 | 基準 | 検査方法 |
| １ | 色度 | ５度以下であること | 比色法又は透過光測定法 |
| ２ | 濁度 | ２度以下であること | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ３ | ペーハー（ｐＨ）値 | 5.8以上8.6以下であること | ガラス電極法又は比色法 |
| ４ | 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | １リットル中10ミリグラム以下であること | 滴定法 |
| ５ | 大腸菌群 | 50ミリリットル中に検出されないこと | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| ６ | レジオネラ属菌 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10ＣＦＵ未満） | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

２　[条例第５条第１項](javascript:OpenResDataWinlnkJyo('424901010078000000MH','424901010078000000MH',%20'41'))第15号イ（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、同表１の項若しくは２の項に規定する基準のいずれか又は同表１の項又は２の項に規定する基準を適用しないことができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  | 区分 | 基準 | 検査方法 |
| １ | 濁度 | ５度以下であること | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ２ | 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | １リットル中25ミリグラム以下であること | 滴定法 |
| ３ | 大腸菌群 | １ミリリットル中に１個以下であること | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第１号）第６条に規定する方法 |
| ４ | レジオネラ属菌 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10ＣＦＵ未満） | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

（構造設備の検査）

**第３条**　保健所長は、法第２条第１項の規定により浴場業の申請があつた場合において、その公衆浴場が法第２条第２項及び第３項に適合するかどうかについて、速やかに環境衛生監視員に検査をさせなければならない。

（許可書の交付等）

**第４条**　保健所長は、前条の検査の結果、適することを認めたときは浴場業営業許可書（以下「許可書」という。）を交付する。

２　浴場業を営む者（以下「営業者」という。）は、許可書を紛失したときは、浴場業営業許可書紛失届を保健所長に提出するものとする。

３　営業者は、許可書をき損し又は紛失した場合において再交付が必要なときは、浴場業営業許可書再交付願を保健所長に提出するものとする。

（許可書の掲示）

**第５条**　営業者は、許可書を当該公衆浴場の見やすい場所に掲示するものとする。

（申請書等の様式）

**第６条**　法、法施行規則及びこの規則に規定する文書の様式は次に掲げるとおりとする。

(１)　法第２条第１項の規定により営業の許可を申請するとき　浴場業営業許可申請書（[様式第１号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_75)）

(２)　第４条第１項の規定により営業を許可するとき　浴場業営業許可書（[様式第２号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_77)）

(３)　法第２条第２項の規定により許可を与えないとき　不許可通知書（[様式第３号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_79)）

(４)　法第２条の２の規定により相続により営業者の地位の承継を届け出るとき　浴場業営業承継（相続）届書（[様式第４号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_81)）

(５)　法第２条の２の規定により合併により営業者の地位の承継を届け出るとき　浴場業営業承継（合併）届書（[様式第５号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_83)）

(５)の２　法第２条の２の規定により分割により営業者の地位の承継を届け出るとき　浴場業営業承継（分割）届書（[様式第５号の２](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_85)）

(６)　法施行規則第４条の規定により申請事項又は届事項の変更を届け出るとき　浴場業営業許可申請事項・承継届事項変更届書（[様式第６号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_87)）

(７)　法施行規則第４条の規定により営業の廃止を届け出るとき　公衆浴場廃止届（[様式第７号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_89)）

(８)　法施行規則第４条の規定により営業の全部又は一部の停止を届け出るとき　公衆浴場営業（全部・一部）停止届（[様式第８号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_91)）

(９)　第４条第２項の規定により許可書の紛失を届け出るとき　浴場業営業許可書紛失届（[様式第９号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_93)）

(10)　第４条第３項の規定により許可書の再交付を受けるとき　浴場業営業許可書再交付願（[様式第10号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_95)）

(11)　法第７条第１項の規定により営業の取消しを命ずるとき　浴場業営業許可取消通知書（[様式第11号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_97)）

(12)　法第７条第１項の規定により営業の停止を命ずるとき　営業停止命令書（[様式第12号](http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/412902100017000000MH/412902100017000000MH/412902100017000000MH_j.html#JUMP_SEQ_99)）

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の佐世保市公衆浴場法取扱規則（以下「改正前の規則」という。）により提出されている書類は、改正後の佐世保市公衆浴場法取扱規則（以下「改正後の規則」という。）により提出されているものとみなす。

３　この規則の施行前に改正前の規則により交付された許可書等は、改正後の規則により交付されているものとみなす。

（吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置）

４　吉井町及び世知原町の編入の日前に吉井町又は世知原町の区域内において法の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

（宇久町の編入に伴う経過措置）

５　宇久町の編入の日前に宇久町の区域内において法の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

（江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置）

６　江迎町及び鹿町町の編入の日前に江迎町及び鹿町町の区域内において法の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附　則**（平成14年３月28日規則第25号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

**附　則**（平成15年10月１日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成17年３月８日規則第40号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

**附　則**（平成18年３月20日規則第44号）

この規則は、平成18年３月31日から施行する。

**附　則**（平成19年３月29日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成22年３月30日規則第37号）

この規則は、平成22年３月31日から施行する。

**附　則**（平成25年３月29日規則第29号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。